

職員の失職の特例に関する報告及び意見

平成27年1月

埼玉県人事委員会



人委第604号

平成27年1月22日

埼玉県議会議長 長峰宏芳様

埼玉県知事 上田清司様

埼玉県人事委員会

委員長 馬橋隆紀

職員の失職の特例に関する報告及び意見について

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員の失職の特例について別紙第1
のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり意見を申し出ます。

職員の失職の特例に関する報告

(はじめに)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)においては、職員の失職に関する特例を条例で定めることができるとされており、その判断は各地方公共団体に任されている。都道府県においては、現在47団体中31団体が失職の特例を条例で定めるに至っている。

県内においては、平成26年9月、新座市において職員の失職に関する特例を定める条例が市議会において議員全員の賛成により可決された。

公務の遂行が複雑化、高度化する中で、残念ながら職員が過って事故に関与してしまった場合、また、ボランティア活動や地域活動などで過失により事故を起こしてしまった場合、そこには様々な事情が存在すると考えられる。そのような中で、何の考慮もなく職員が失職となることは、状況によっては、職員にとって厳し過ぎる措置となるとともに、高度な知識や経験を持った有能な職員を失うことにより、県及び県民にとって損失となってしまうと考えることもできる。

そこで、本委員会として、職員の失職の特例について調査することとしたものである。

1 地方公務員の失職に関する法制度

(1) 地方公務員法第16条第2号の「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」などの欠格条項に該当する者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとされている。

(2) そして、地方公務員法第 2 8 条第 4 項において、「職員は、第 1 6 条各号（第 3 号を除く）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う」とされている。

(3) 地方公務員の欠格条項に禁錮以上の刑に処せられた者が含まれているのは、その者の公務に対する信頼が損なわれるのみならず、当該地方公共団体の公務一般に対する住民の信頼が損なわれる恐れがあるためとされており、地方公務員法が、欠格条項に該当する者を公務から排除することを趣旨とするものである以上、職を失うことは当然の措置とされているものである。

なお、地方公務員法第 2 8 条第 4 項の条例による特別の定めを設けることについて、昭和 3 4 年の行政実例においては、国の見解が次のように示されていた。

交通事故を起こし有罪判決があった場合、平素の勤務成績を勘案し、情状により失職しないとする旨の失職の特例規定を条例で定めることについて、適当かどうかは地方公共団体が自ら判断すべきものであるが、一般的には、適切なものとは考えられない。

2 失職の特例に関する国及び都道府県の状況

(1) 国の状況

国家公務員については、国家公務員法第 7 6 条において、地方公務員と同様に失職の例外を定めることは可能となっている。その例外については人事院規則で定めることとされているが、現在のところ、人事院規則による例外の定めはない。

(2) 都道府県の状況

失職に係る条例の特別の定めを有する都道府県は、現在31団体(66.0%)となっている。

(参考資料第1表)

ア 失職の特例の対象となる事故の範囲

特別の定めの対象となる事故の範囲について、「公務中の交通事故」としているのが6団体(19.4%)、「公務中の事故」としているのが5団体(16.1%)、「公務中の交通事故」及び「通勤途上の交通事故」としているのが8団体(25.8%)、「公務中の事故」及び「通勤途上の交通事故」としているのが9団体(29.0%)、「過失による事故」としているのが3団体(9.7%)となっている。

団体により、失職の特例の対象となる事故の範囲が異なる状況となっている。ただ、全ての団体において刑の執行猶予がその条件となっており、また、多くの団体が過失による刑であることも条件としている。近年、特例を定めたものは、公務中の事故や交通事故のみではなく、通勤途上の事故も対象とし、比較的広い範囲を対象としている傾向がある。

(参考資料第2表)

イ 失職の特例の適用状況

都道府県のうち、特別の定めを適用した事例があるのは、4団体となっており、山形県、東京都、富山県、山口県となっている。

(参考資料第3表)

3 民間の状況

職員が欠格条項（地方公務員法第16条各号）に該当することによって、当然離職することとなる失職の制度は、公務員特有のものであり、民間企業等の従業員に失職というものはない。

民間企業等において、公務員の失職に類似するものに懲戒解雇がある。

民間企業等においては、就業規則で禁錮以上の刑に処せられたことを解雇事由としている場合がある。この場合においても、一律に懲戒解雇となるわけではなく、懲罰委員会での検討などを経た使用者の判断が必ず介在する。その結果、懲戒解雇とならない場合や懲戒解雇となる前に従業員の自主的な退職を認めるなどの措置となることもある。

4 本県における失職の状況

(1) 本県においては、失職に係る条例の特別の定めはない。したがって、職員が禁錮以上の刑に処せられた場合、刑の執行が猶予されていたとしても、当該職員は、他の事情を一切考慮されることなく、当然に失職となる。

(2) 本県においては、この10年間で、6件の失職が発生している。

その内訳は、一般行政職2件、教育職3件、警察職1件となっている。

(参考資料第4表)

5 失職の特例の導入についての検討

職員の失職について、本県においては、失職の特例を設けていないが、失職の特例を設けている都道府県は、31団体の多数となってお

り、実際に失職の特例が適用された事例もある。

また、民間企業等においては、禁錮以上の刑に処せられた場合において、当然に懲戒解雇となるわけではない。

職員の勤務環境をみると、従前に比べ、自動車の運転を専門とする職員が減少しているものの、職員自らが公用車を運転する機会が増加するとともに、地域機関の管轄地域が広くなり運転距離が長くなるなど、交通事故の当事者となる可能性が増えている。

また、最近では、本県においては職員に対して地域活動やボランティア活動への積極的な参加を勧めたり、職場としてボランティア活動を企画し、職員の参加を募るなどして、これにより職員の公務外の公共的な活動での事故の可能性も考えられる。

このように、職員を取り巻く勤務環境等の状況は、大きく変化してきており、交通事故を含め様々な事故による職員の責任が問われる可能性は増加しているといえる。

こうしたなか、職員の非違行為に対しては、厳しく対処すべきであるとする意見もあり、本県でも故意や悪意のある犯罪、破廉恥罪などについては厳しい処分を下している。しかし、過失による罪により、様々な経験やノウハウを有する意欲ある有能な職員が、一切の事情を考慮されず、自動的に失職となることは、職員にとって厳し過ぎる措置であるとともに、県及び県民にとって損失になってしまうといえる場合もある。

失職の特例を定めることについて、国の見解は、かつては必ずしも積極的ではなかったものの、その適否は地方公共団体が自ら判断すべきとしており、また、地方公務員法では、条例による例外の定めを置くことが認められている。

なお、地方公務員法においては、勤務条件を定めるにあたって、「国

及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。(第24条第5項)と規定されている。

これらを踏まえ、本委員会では、職員の失職の特例について、総合的に検討した結果、次の結論を得るに至った。

(1) 規定の整備

職員が過失により起こした事故について、その事情を考慮した場合に、失職が厳しすぎると認められる事例も想定され、他の都道府県との均衡を図る必要もある。

そのため、本県においても、職員の失職の特例に関する条例の規定を速やかに整備することが適当である。

(2) 特例の対象

特例の対象は、「過失による罪で禁錮の刑に処せられた者のうち、刑の執行が猶予された者」とし、特例の適用に当たっては、執行猶予期間の長さ、過失の程度、被害の大きさ、事故後の対応、被害者の理解、改悛の情、それまでの勤務実績等を総合的に勘案して厳格に対応することが相当である。

また、特例の対象を、禁錮以上の刑としている団体も多いが、失職の特例は例外的な扱いであり、過失による罪を犯した者を極めて例外的に救済するものであることなどを踏まえると、本県においては、禁錮の刑に限ることが適当である。

職員の失職の特例に関する意見

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 4 項に基づく職員の失職制度について、次のように意見を申し出ます。

1 職員の失職に関する特別の定めについて

（ 1 ）職員の失職について、地方公務員法第 28 条第 4 項に規定されている特別の定めを条例に規定することが適当である。

（ 2 ）特別の定めの対象は、過失による罪で禁錮刑に処せられ、刑の執行が猶予された者とするのが適当である。

（ 3 ）実際の特例の適用に当たっては、厳格に運用することが適当である。

2 実施時期

速やかに実施することが適当である。

参考資料

第1表 都道府県における失職の特例の整備状況

特例の有無	団体数
特例あり	31団体(66.0%)
特例なし	16団体(34.0%)

第2表 都道府県における失職の特例の対象範囲

範囲	団体数	制定年
公務中の交通事故	6団体(19.4%)	昭和49～平成18年
公務中の事故	5団体(16.1%)	昭和46～平成5年
公務中の交通事故 及び通勤途上の交通事故	8団体(25.8%)	昭和61～平成18年
公務中の事故及び 通勤途上の交通事故	9団体(29.0%)	昭和54～平成17年
過失による事故	3団体(9.7%)	昭和34～昭和63年

全ての団体で刑の執行猶予を、27団体で過失を条件としている。

29団体が禁錮以上の刑を、2団体が禁錮の刑を対象としている。

第3表 都道府県における失職の特例の適用状況

適用の有無	団体数等
特例の適用有り	4団体(12.9%) 山形県、東京都、富山県、山口県
特例の適用無し	27団体(87.1%)

第4表 本県における職員の失職の状況

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
一般行政職	1						1			
教育職	2		1							
警察職	1									



彩の国
埼玉県

